

児童虐待防止法施行後の主な死亡事件

No.1

	発生月	概 要
1	平成 12 年 1 2 月	5 ヶ月の長男が、母親（2 2）に床に落とすなどの暴行を受け死亡。
2	1 2 月	3 歳の長女が、両親（共に 2 1）に十分な食事も与えられず死亡。
3	平成 13 年 1 月	3 歳の男児が、継母（2 7）に殴るなどの暴行を受け、1 月 1 6 日死亡。
4	1 月	4 ヶ月の男児が、母親（3 1）に首を絞められ死亡。
5	1 月	9 ヶ月の男児が、母親（2 7）に腹を踏みつけられ死亡。
6	1 月	3 歳の男児が、父親（2 9）から殴る、蹴るの暴行を受けて死亡。
7	2 月	3 歳の男児が、母の内縁の夫（2 4）から腹などを殴られ死亡。
8	2 月	3 歳の男児が、曾祖父、祖父母、父母から顔などを殴られて死亡。
9	2 月	4 ヶ月の女児を、母親（3 7）が発育に悩み絞殺。
10	3 月	7 ヶ月の男児を、母親（2 6）が育児ノイローゼのため絞殺。
11	3 月	3 歳の長女が、父親（3 2）から殴る、蹴るの暴行を受けて死亡。
12	3 月	2 歳の男児が、母親（2 8）から殴られるなどの暴行を受けて死亡。
13	4 月	2 歳の男児が母親（3 3）から殴られるなどの暴行を受けて死亡。
14	4 月	6 歳の男児が、母親（3 3）にヘアドライヤーのコードで首を絞められ死亡。
15	4 月	1 歳の女児が、母親（2 8）に布団にぐるぐる巻きにされ死亡。
16	4 月	2 歳の女児が、母親（2 7）に首を絞められて死亡。
17	4 月	1 歳 8 ヶ月の男児が、父親（2 3）と母親（2 1）から浴槽に落とされ水死。
18	4 月	1 歳 8 ヶ月の男児が、母親（2 6）に殴られ 3 日後に容体が急変し硬膜下血腫で死亡。
19	4 月	6 ヶ月の男児が、父親（3 1）に殴られ 1 2 月 2 8 日に死亡。
20	5 月	1 歳の男児が、母親（2 4）に車中に放置され熱中症により死亡。
21	5 月	1 歳 3 ヶ月の男児が、養父（3 8）に暴行され死亡。
22	5 月	1 歳 7 ヶ月の男児が、未婚の母（1 9）に食事を与えられず衰弱死。
23	5 月	4 歳の男児が、母親の交際相手（2 5）に殴る蹴るの暴行を受け死亡。
24	6 月	8 歳の女児が、父親（5 5）にロープで木に吊され脱水症状で死亡。
25	6 月	2 ヶ月の女児が、母親（3 2）に浴槽に投げ込まれ死亡。
26	7 月	1 0 歳の女児が、母親の内夫（4 6）に暴行を受け死亡。
27	7 月	2 歳の男児が、母親（2 5）に車中に放置され脱水症状により死亡。
28	7 月	7 歳の女児が、母親（3 2）と内縁の夫（2 9）に暴行を加えられ死亡。

29	7月	3歳の男児が、母親（33）に暴行を受け死亡。
30	7月	1歳8ヶ月の女児が、父親（27）に暴行を受け死亡。
31	7月	52日の女児が、母親（33）に床に落とされ死亡。
32	8月	6歳の男児が、母親（24）から暴行を受け、運河に遺棄される。
33	9月	4ヶ月の女児が、父親（27）から布団をかぶせられ窒息死。
34	9月	1歳5ヶ月の男児が、母親の交際相手の男性（19）から暴行を加えられ死亡。
35	10月	生後3週間の男児が、母親（23）から殺害され洗濯機から発見される。
36	10月	7歳の男児が、母親（34）から暴行を受け死亡。
37	10月	3ヶ月の男児が、母親（32）に首を絞められ死亡。
38	10月	4歳の男児が、母親の同居男性（25）に暴行を受け死亡。
39	11月	50日の男児が、母親（31）に風呂に沈められ死亡。
40	11月	車が炎上し、8歳と6歳の女児が遺体で見つかった事件で、母親（38）を殺人の疑いで逮捕。
41	11月	4歳の男児が、母親の内縁の夫（31）に暴行を受け死亡。
42	11月	2歳5ヶ月の男児が、父親（29）に暴行を受け死亡。
43	11月	1歳6ヶ月の男児が、母親の内縁の夫（44）にハンマーで殴られ死亡。
44	11月	7ヶ月の男児が、父親（19）から布団をかぶせられ死亡。
45	12月	2ヶ月の女児が、父親（20）からたたかれ、1月1日に死亡。
46	12月	5ヶ月の女児が、母親（32）に首を絞められ死亡。
47	12月	2歳の男児が、母親（23）と内縁の夫（22）から暴行を受け死亡。
48	平成14年 1月	3ヶ月の女児が、父親（30）に殴られ死亡。
49	2月	11ヶ月の女児が、母親（32）に殴られ死亡。
50	2月	1歳7ヶ月の男児が、母親（24）から食事を与えられずに衰弱死。

※ このほか数件については、情報収集中

地域保健における子ども虐待の予防・早期発見・援助にかかる研究

分担研究者 佐藤拓代 (大阪府富田林保健所 所長)

<概要>

地域において子ども虐待へ支援した事例をとりいれ、地域保健に従事する保健師が、子ども虐待ハイリスクの把握から予防的援助・虐待の早期把握・再発防止までの一連の子ども虐待予防支援を実践できるマニュアルを作成している。

<マニュアルの骨子>

本編

● 虐待の現状

子ども虐待の現状
援助が必要な子どもたち

● 保健師と虐待の取り組み

虐待への取り組みの重要性
母子保健と子ども虐待
保健師の役割

● 虐待とは

欧米の取り組みと日本の取り組み
虐待とは
虐待の発生機序

● ハイリスクへの関わり

虐待ハイリスクとは
妊娠、分娩、産後に気をつけること
産後うつや強い育児不安への関わり方
未熟児、障害児への関わり方
乳幼児健診で気をつけること
妊娠届け時に気をつけること
電話相談、来所相談で気をつけること
リスクアセスメントとは

● 発見から援助へ

発見と通告、親への説明
援助の基本
家庭訪問はなぜ重要か
グループでの支援方法
再発を防止する援助

● 機関連携

保健機関の役割
ネットワークの意義
児童相談所との連携
医療機関との連携
保育所との連携
その他の機関連携

資料編

- 虐待のアセスメントと活用
- アルコール依存症と子ども虐待
- 機能不全家族とは
- エジンバラ式産後うつ病自己評価票
- 虐待予防の視点の乳幼児健診
- MCGの具体的展開
- DVと子ども虐待
- 児童福祉施設の理解
- 個人情報の保護と援助

参考

- 記録様式等
- 児童虐待に関する法令通知等